

キャリアアップ助成金

障害者正社員化コース



障害者の雇用促進と職場定着を図りために、
次の①または②いずれかの措置を講じた場合に助成されます。

- ① 有期労働者を正規雇用労働者または無期雇用労働者に転換すること。
- ② 無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換すること。

チェック項目



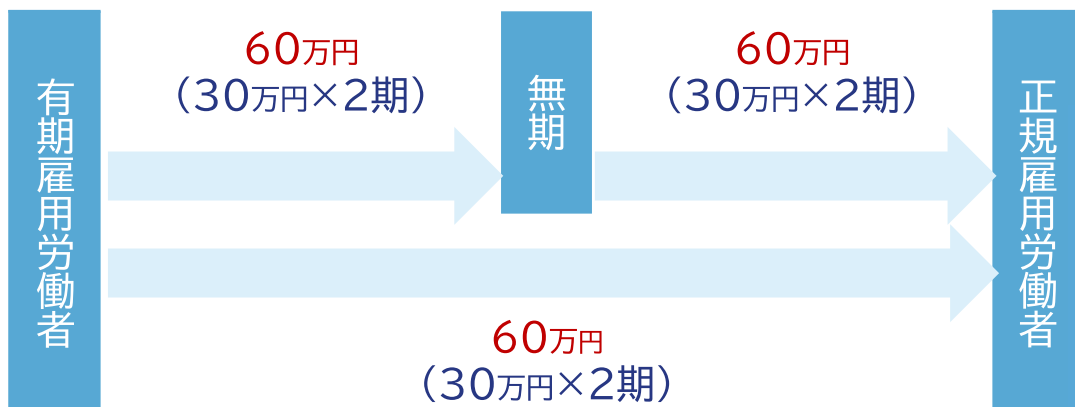
- ✓ 雇用保険に加入している事業所
- ✓ 社会保険に加入している事業所(加入義務がある場合)
- ✓ 正社員への転換には「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」が必要
- ✓ **6ヶ月以上、正社員と異なる雇用区分の就業規則等の適用**をすること

助成額

支給対象者	措置内容	支給総額		支給総額		支給対象期間
		中小企業	中小企業以外	中小企業	中小企業以外	
重度身体障害者 重度知的障害者 精神障害者	有期→正規	120万円	90万円	60万円×2期	45万円×2期	1年
	有期→無期	60万円	45万円	30万円×2期	22.5万円×2期	
	無期→正規	60万円	45万円	30万円×2期	22.5万円×2期	
重度以外の身体障害者	有期→正規	90万円	67.5万円	45万円×2期	33.5万円×2期	
重度以外の知的障害者 発達障害者、難病患者	有期→無期	45万円	33万円	22.5万円×2期	16.5万円×2期	
高次脳機能障害と診断された者	無期→正規	45万円	33万円	22.5万円×2期	16.5万円×2期	

※支給対象期間は1年間のうち、最初の6か月を第一期、次の6か月を第二期の支給対象期間といいます。
※支給対象者一人あたり、上記の額が支給されます。ただし、当該額が各々の支給対象期間における労働に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限とします。

モデルケース



中小企業事業主が
精神障害者の雇用
形態を転換した場合

